

「大阪府自動車による食品営業取扱要綱及び大阪府露店による食品営業取扱要綱」の一部改正案

に対する府民意見等の募集結果と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和3年11月12日（金曜日）から令和3年12月11日（土曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
- 募集結果：個人2名から2件（うち公表を望まないもの0件）ありました。
※このほか、本計画（案）とは関係のない意見は0件でした。

ご意見の概要	大阪府の考え方
<p>現在の所管区域の中でまたがって営業する場合は、営業を行うそれぞれの自治体ごとに営業許可を受ける必要がある形では申請ごとに費用もかかるし許可証がないと自動車による食品営業が出来ないので結局はいつも同じ営業者（自動車営業出展者）になりがちでありまた府下を巻き込む大きなイベントの企画すら計画しづらい。自動車による食品営業者に声を掛けようにも細分化しすぎた許可制の影響で新規出店者への呼びかけも安易にできず弊害この上ない。可能であるならば現状のシステムと大阪府下一円の出店を許可できる申請の2本立てにしてはどうだろうか。</p> <p>今の細分化許可制で十分な方もおられるでしょう。ただし、営業許可地域を広げた方に申請される方にはそれ相当の価格UPも致し方ないと思うし、また許諾期間も府下一円の許諾には今より短くしても良いのではないか。要は申請者も各地域に許諾申請をする時間も費用も助かるし、府としても大幅な印紙税の収入減少もおさえられる方策をさぐれば良いと思います。</p>	<p>今回の要綱改正等によって、これまでのように営業する自治体でそれぞれ許可を取得しなくても、大阪府内のいずれかの自治体で令和3年6月1日以降の営業許可を1つ取得していれば、大阪府全域で営業できるようになります（令和4年1月1日から開始予定）。</p> <p>これにより、営業者の方々の手続き等に係る時間や手数料の負担が大幅に軽減されるものと考えられます。</p>
<p>枚方市が中核市になった関係で、枚方市内に限定されてしまう二重行政のような不利益を被っていますが、今般の大阪府内への適用はとても合理的でありがたいです。さらに、関西広域連合の範囲にまで広めていただくことを希望します。なお、現時点で露天営業許可を受けているものにたいしても、変更手続きで適用可能なようにして下さい。</p>	<p>関西広域連合の区域に範囲を広げることについては、まずは構成団体の各府県市間内で本府と同様に統一的な取扱いを図る必要があると考えますが、いただきましたご意見については、特別地方公共団体である関西広域連合に情報提供させていただきます。</p> <p>また、現時点で営業許可を受けている営業者の方々については、改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日以降に取得した営業許可であれば、大阪府全域で営業することが可能です。改正食品衛生法が施行される前の令和3年5月31日以前に取得した営業許可は、今回の改正の適用外となりますので、更新手続きにより改正食品衛生法に合致した営業許可を得ていただくようお願いします。</p>